

## 市長の専決処分事項の指定について

市長の専決処分事項の指定について（令和5年12月25日議決）の一部を次のように改正する。

第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算を補正すること。

### 附 則

この指定は、令和7年5月1日から施行する。